

令和4年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和4年9月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和4年9月5日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	令和4年9月5日	11時7分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	11番	久保繁幸	1番	山口一生	2番	西田辰実
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	農林水産課長	今田徹		
	副町長	每原哲也	税務課長	中川博文		
	教育長	松尾雅晴	建設課長	浦川豊喜		
	総務課長	田中照海	会計管理者	山崎浩二		
	財政課長	西村芳幸	学校教育課長	萩原昭彦		
	企画商工課長	津岡徳康	社会教育課長	安本智樹		
	町民福祉課長	森川陽子	太良病院事務長	井田光寛		
	健康増進課長	中溝忠則	代表監査委員	山崎朝彦		
環境水道課長	川崎和久					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年9月5日（月）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案一括上程
町長提案 報告第5号
議案第34号～議案第50号
町長の提案理由の説明
- 日程第5 委員長報告
総務常任委員会（所管事務調査）
経済建設常任委員会（行政視察）
- 日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

午前9時30分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

令和4年9月定例会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから令和4年第4回太良町議会定例会第3回を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として11番久保議員、1番山口議員、2番西田議員、以上3名を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期案につきましては、去る8月29日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から9月16日までの12日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から9月16日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について、議長より報告をいたします。

会議規則第123条の規定により、6月定例会から今定例会までに派遣した議員については、議案集4ページの報告のとおりです。

次に、監査委員より6月定例会から今定例会までに実施されました例月出納検査、随時監査等の監査結果報告がなされております。お手元に報告書の写しを配付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。

町長提案の報告第5号及び議案第34号から議案第50号までを一括上程をいたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和4年9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、報告第5号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第5号は、令和3年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

財政の状況を見極める実質赤字比率などの4つの指標並びに公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告いたします。

健全化判断比率を御覧ください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は黒字となっているため、算定なしということでございます。

実質公債費比率は5%で、いずれも早期健全化の基準あるいは財政再生の基準を下回って

おります。

また、次の公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、全て黒字であったため算定なしとなり、昨年同様に、本町は法に基づく健全化の判断基準で申しますと、財政は比較的健全な自治体ということになっております。

次に、議案第34号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

令和4年度太良町一般会計補正予算（第4号）は、多良中学校と大浦中学校の合同女子バレーボール部の全国中学校体育大会出場に伴う歳入予算額及び歳出予算額の補正について、令和4年8月9日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

それでは、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

九州全国大会出場補助金170万円は、先月上旬に開催された九州中学校体育大会において多良中学校と大浦中学校の合同女子バレーボール部が3位に入賞し、秋田県で開催された全国中学校体育大会へ出場することになったため、選手11名分の交通費や宿泊費等相当分を補助金として交付するものであります。

なお、財源については、全額財政調整基金繰入金で調整しております。

今回の専決処分により、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、補正後の予算総額を83億4,961万4,000円といたしております。

次に、議案第35号は、太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令で規定する公営単価が引き上げられたことに伴い、本条例の公費負担の改正を行うものであります。

改正内容は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスター作成の公費負担を引き上げるものであります。

次に、議案第36号は、太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本町で働く非常勤職員に適用させるため、条例改正を行うものであります。

改正内容は、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大及び1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を図るものであります。

なお、法の規定に合わせ、施行日を令和4年10月1日といたしております。

次に、議案第37号は、太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度の決算状況につきましては、決算書の213ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

令和3年度の歳入歳出決算額は、歳入総額86億7,559万3,000円、歳出総額83億4,039万6,000円、歳入歳出差引き額3億3,519万7,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度への繰越明許費繰越額として1,430万1,000円を、また事故繰越繰越額として3,492万8,000円を繰り越し、財政調整基金積立金に1億4,300万円、残りの1億4,296万8,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、財産関係について御説明いたします。

298ページを御覧ください。

令和3年度末の土地及び建物で、土地の面積は1,630万2,913平方メートル、建物の延べ面積は6万3,916平方メートルとなっております。

出資金につきましては、300ページを御覧ください。

令和3年度末の出資による権利の現在高は、2,893万5,000円となっております。

有価証券につきましては、令和3年度末で5万円となっております。

物品につきましては、301ページから305ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

基金につきましては、306ページを御覧ください。

令和3年度末の基金の積立金の状況は、一般会計で71億9,462万4,000円、特別会計では国民健康保険給付費基金が1億6,752万円、簡易水道事業基金が6,489万1,000円、一般会計と特別会計の合計では74億2,703万5,000円となっております。

定額運用基金の運用状況につきましては、307ページを御覧ください。

令和3年度末の基金運用状況ですが、育英資金貸付基金の総額は9,592万6,931円で、うち1,241万9,000円が貸付けとなっております。

印紙類購入基金の総額は300万円で、うち210万6,230円を佐賀県証紙として保管しております。

肉用牛飼育事業基金の総額は1億1,936万3,669円で、うち1,386万7,006円を肉牛として貸付けしております。

令和3年度一般会計決算につきましては、以上であります。

次に、議案第38号は、令和3年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度の決算の概要につきましては、決算書の228ページを御覧ください。

歳入総額1億3,856万5,000円、歳出総額1億3,743万9,000円、歳入歳出差引き額112万6,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第39号は、令和3年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度の決算の概要につきましては、決算書の265ページを御覧ください。

歳入総額14億5,006万9,000円、歳出総額13億8,551万5,000円、歳入歳出差引き額6,455万4,000円となっております。この差引き額につきましては、国民健康保険給付費基金に3,230万円、残りの3,225万4,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第40号は、令和3年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度の決算の概要につきましては、決算書の278ページを御覧ください。

歳入総額4,603万4,000円、歳出総額4,417万7,000円、歳入歳出差引き額185万7,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第41号は、令和3年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度の決算の概要につきましては、決算書の297ページを御覧ください。

歳入総額1億3,065万3,000円、歳出総額1億2,310万5,000円、歳入歳出差引き額754万8,000円となっております。この差引き額につきましては、基金積立金に380万円、残り374万8,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第42号は、令和3年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和3年度の剰余金の処分につきましては、決算書の5ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金1億7,807万3,396円のうち100万円を減債積立金に、500万円を建設改良積立金に積み立て、残金を翌年度に繰り越すものであります。

令和3年度の決算の概要につきましては、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益5,708万7,517円、事業費4,347万4,860円、差引き1,361万2,657円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、2ページを御覧ください。

資本的収入0円、資本的支出1,645万3,130円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1,645万3,130円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、議案第43号は、令和3年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和3年度の剰余金の処分につきましては、決算書の6ページを御覧ください。

令和3年度の純利益1億4,365万7,909円を未処分利益剰余金とするものでございます。

7ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金1億4,365万7,909円を減債積立金に積み立てるものでございます。

令和3年度の決算の概要につきましては、1ページを御覧ください。

まず、収入につきましては、第1款. 病院事業収益が12億3,996万1,224円、第2款. 訪問看護ステーション事業収益が3,561万5,457円、第3款. 居宅介護支援事業収益が1,431万5,400円、第4款. 通所リハビリテーション事業収益が3,585万5,060円で、収入合計13億2,574万7,141円となっております。

次に、支出につきましては、2ページを御覧ください。

第1款. 病院事業費用が10億9,762万5,388円、第2款. 訪問看護ステーション事業費用が3,948万7,714円、第3款. 居宅介護支援事業費用が1,292万7,946円、第4款. 通所リハビリテーション事業費用が3,204万8,184円で、支出合計11億8,208万9,232円となっており、差引き1億4,365万7,909円の利益計上となりました。

次に、資本的収入及び支出であります、3ページを御覧ください。

まず、支出のほうから申し上げます。

第1款. 資本的支出の第1項建設改良費は、総額1億6,440万5,975円を執行しております。

次に、第2項企業債償還金として、6,516万4,901円を支払っております。

これらに対する財源といたしましては、収入の第1款. 資本的収入の第1項企業債8,930万円、第2項一般会計からの出資金6,755万円、第3項補助金4,275万円を充当し、不足分の2,997万876円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、議案第44号は、令和4年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ2億6,453万7,000円を追加し、補正後の予算総額を86億1,415万1,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

補正予算書の17ページを御覧ください。

一般管理費の修繕料100万円は、庁舎設備の経年劣化に伴い、頻繁に故障を来している蓄熱槽落水防止電動弁等の取替えに係る経費を計上いたしております。

企画財政管理費のサイン改修委託料394万3,000円は、経年劣化により傷みが激しい道の駅太良にある歓迎塔サインほか全4基の表記貼り替えに係る経費を計上しております。

下水道等事業基金費の基金積立金185万8,000円は、漁業集落排水特別会計の令和3年度決算に伴う剰余金を積み立て、また山林育成基金費の基金積立金3,049万8,000円は、令和3年度における町有林間伐材売払収入分等を積み立てるものであります。

19ページを御覧ください。

心身障害者福祉総務費の国庫支出金精算返納金1,827万7,000円及び県支出金精算返納金916万9,000円は、障害者自立支援給付費等の国庫負担金及び県費負担金など、障害者支援に係る各事業に対する令和3年度の額の確定に伴う精算返納金であります。

次のページを御覧ください。

児童福祉総務費の保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金424万1,000円は、保育所等で働く職員の賃金改善を行う施設に対し、賃金改善額相当分について補助を行うものであります。

なお、財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

保育所等給食費支援事業費補助金113万7,000円は、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分として、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を図るため、給食を提供する保育所等の材料費などの価格上昇相当分について補助を行うものであります。

こども応援給付金3,480万円は、コロナ禍において物価高騰等の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図るため、高校生以下の子供のいる世帯に対し、1人当たり3万円を給付するもので、給付対象者は1,160人を見込んでおります。また、これに伴う臨時給付金システム改修委託料105万円のほか、関連する経費についても計上いたしております。

児童措置費の保育所運営委託料353万8,000円及び施設型給付費負担金164万4,000円は、本年10月から実施される保育士等処遇改善臨時特例事業に伴う公定価格の改定によるもので、町内では3保育所、1認定こども園が、町外では4保育所、5認定こども園が対象となっております。

22ページを御覧ください。

予防費の消耗品費96万円から健康管理システム改修委託料94万4,000円までは、当初は来月中旬となっておりますが、今月中旬頃から接種開始予定というようなことになっております。オミクロン株対応新型コロナワクチン接種に係る経費を計上いたしております。今回の対象は、厚生労働省からの通知により、1回目及び2回目の新型コロナワクチン接種まで完了している全ての方を対象として準備を進めることとなっております。対象者7,244人を見込み、予算を計上しております。

なお、財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

次のページを御覧ください。

環境衛生費の家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金675万8,000円は、事業量の増に伴うもので、5人槽2基、7人槽7基、10人槽2基、合計11基分の補助金の増を見込んでおります。

次のページを御覧ください。

農業総務費の原油価格・物価高騰対応事業継続支援金（農業者分）1,900万円、次のページの水産業総務費の原油価格・物価高騰対応事業継続支援金（漁業者分）750万円及び26ページ、商工業振興費の原油価格・物価高騰対応事業継続支援金（商工業者分）1,900万円は、コロナ禍における事業者支援策として、町内で農業、漁業及び商工業を営んでおられる事業者の方を対象に一律5万円を給付するもので、それぞれその関連する経費についても計上しております。

24ページにお戻りください。

農業振興費の農業次世代人材投資事業費補助金300万円の減額は、国の事業見直しに伴い予算の組替えを行うもので、新規就農者2名分を減額し、後述の経営開始資金補助金へ予算を組み替えております。

経営発展支援事業費補助金1,080万3,000円は、令和4年度に経営を開始した認定新規就農者に対し、農業用機械の導入に係る経費やハウスリース料の一部について補助を行うもので、対象者2名を見込んでおります。

26ページを御覧ください。

観光費の新しい肥前鹿島駅出発式イベント参加謝礼7万円から新しい肥前鹿島駅出発式イベント委託料8万9,000円まで及び車両借り上げ料17万6,000円は、今月23日に迫った西九州新幹線の開業に伴い、並行在来線となる長崎本線沿線の振興を図ることを目的として同日に肥前鹿島駅で開催されるイベントに参加するための経費を計上しております。

次のページを御覧ください。

土木総務費の大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料400万円は、大規模盛土により造成された土地での土石流等による災害の発生を未然に防止するため、県の調査により対象となっている野崎分譲地周辺の安全性を把握するための調査を実施するものであります。

次のページを御覧ください。

道路新設改良費の町道新設改良事業4,000万円は、事業の追加に伴うもので、町道亀ノ浦・道越線ほか4路線の道路改良工事と舗装工事を予定しております。

消防施設費の消火栓設置事業136万円は、車両の移動に支障を来している伊福地区の消火栓の移設及び老朽化した亀ノ浦地区の消火栓の取替えに係る工事費用を計上しております。

消防施設整備費補助金377万3,000円は、水漏れによる機能が低下してる竹崎地区及び波瀬ノ浦地区の防火水槽の補修に係る補助金で、それぞれ直接工事費の90%に当たる額を計上しております。

31ページを御覧ください。

保健体育総務費の保健体育用備品500万円は、障害者スポーツを実施するための環境構築に必要な備品の購入費用で、SAGA2024国スポ、全障スポでも使用を予定しているソフトボール場簡易内野フェンスなどの購入を予定しております。

なお、財源につきましては、公益財団法人日本パラスポーツ協会からの委託金を予定しております。

体育施設費の修繕料100万円は、施設、設備の老朽化に伴い突発的な修繕が頻繁に発生しており、今後の突発的な修繕に対応するための経費を計上しております。

町営屋内プール漏水調査業務委託料107万8,000円は、施設の老朽化に伴う漏水が発生し、目視では漏水箇所の特定ができなかったため、詳細な漏水調査を実施するための経費を計上

しております。

町営屋内プール改修事業1,441万円は、経年劣化に伴いボイラーの機能が著しく低下しており、早急に更新しなければ施設の維持管理に支障を来すことが予想されるため、その取替えに係る経費を計上いたしております。なお、このボイラーにつきましては、前回、平成6年に取替えを行っており、取替え後28年を経過してるところでございます。

このほか、各歳出予算に計上しております人件費の補正は、令和4年度における支給額の決定による勤勉手当の減額等であります。

次に、歳入について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

普通交付税1,149万円は、令和4年度の額の決定によるものであります。

次のページを御覧ください。

国庫支出金から次のページの県支出金及び15ページ、雑入の障害者スポーツ振興事業委託金並びに在宅医療・介護連携推進事業委託料返還金の補正は、歳出事業の特定財源として計上しております。

なお、13ページの農業次世代人材投資事業費補助金300万円の減額と経営開始資金補助金300万円は、国の事業見直しに伴う予算の組替えであります。

また、14ページの特別会計繰入金及び次のページの繰越金の補正は、令和3年度の決算に伴う精算及び剰余金の財政措置によるものであります。

再度14ページを御覧ください。

基金繰入金については、今回の補正に係る財源調整や町営屋内プール改修事業、家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金及び町道新設改良事業の財源として、公共施設整備基金繰入金とふるさと応援寄附金基金繰入金の増額となっております。

次のページを御覧ください。

町債の補正は、臨時財政対策債の額の決定に伴う減額及び過疎対策事業に係るソフト事業分発行限度額の確定に伴う過疎対策事業債の増額となっております。

6ページを御覧ください。

第2表の地方債補正につきましては、先ほど御説明いたしました臨時財政対策債の額の決定及び過疎対策事業についてはソフト事業分発行限度額の確定による起債額の変更であります。

一般会計につきましては、以上でございます。

次に、議案第45号は、令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

6ページを御覧ください。

歳入の繰越金112万5,000円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものであります。

7ページを御覧ください。

歳出の一般会計繰出金112万5,000円は、前年度の決算剰余金を一般会計へ繰り出しするものであります。

次に、議案第46号は、令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

6ページを御覧ください。

歳入の繰越金3,225万3,000円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものであります。

8ページを御覧ください。

歳出の一般被保険者医療給付費分1,032万5,000円の減額から介護納付金分227万9,000円の減額までは、令和4年度の額の確定によるものであります。

次のページを御覧ください。

一般会計繰出金124万1,000円は、前年度の事務費繰入金の額の確定に伴う返納金であります。

繰越金残額の4,525万円につきましては、予備費に計上いたしております。

次に、議案第47号は、太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。

6ページを御覧ください。

歳入の繰越金185万7,000円は、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

7ページを御覧ください。

歳出の一般管理費180万6,000円は、前年度繰越金の確定に伴う一般会計への繰出金として185万7,000円の増額及び令和4年度における支給額の決定による勤勉手当5万1,000円の減額によるものであります。

次に、施設管理費19万5,000円は、中継ポンプの動作不良による光熱水費9万6,000円、通信運搬費5万5,000円の各増額によるもののほか、管路柵の清掃に伴う手数料4万4,000円の増額であります。

また、起債利子1,000円につきましては、公営企業適用債の利率の確定によるものであります。

なお、財源につきましては予備費で調整いたしております。

次に、議案第48号は、令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

6ページを御覧ください。

歳入の前年度繰越金13万4,000円は、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

7ページを御覧ください。

総務費の38万9,000円の減額は、令和4年度における支給額の決定による期末手当、勤勉

手当及び共済組合負担金の減額であります。

次に、管理費の100万円は、今年度漏水調査を予定していた蕪田地区から配水量の増加による漏水が見込まれ、緊急性の高い大浦地区に漏水調査地区を変更することによるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第49号は、令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

3ページを御覧ください。

収益的支出の配水及び給水費8万円の減額及び総係費8万4,000円の減額は、令和4年度における支給額の決定による勤勉手当及び共済組合負担金の減額であります。

なお、財源につきましては予備費で調整しております。

次に、議案第50号は、令和4年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

3ページを御覧ください。

資本的収入の補助金1,073万円は、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化に対する補助金であります。

資本的支出、建設改良費の固定資産購入費1,073万円は、新型コロナ関連の器械、備品の購入によるものであります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

引き続き、議案第37号から議案第43号までは、令和3年度会計の決算認定について提出されております。つきましては、山崎代表監査委員に決算審査の過程及び結果についての報告を求めます。

○代表監査委員（山崎朝彦君）

おはようございます。

令和3年度決算審査意見につきまして、監査委員を代表し、その概要を申し上げます。

詳細につきましては、待永監査委員と合議により審査を集約し、配付いたしております決算審査意見書のとおりでありますけれども、要点について申し上げます。

町長より審査に付されました令和3年度太良町水道事業会計及び町立太良病院事業会計を令和4年6月24日、太良町一般会計及び特別会計並びに定額運用基金の運用状況を令和4年7月5日、6日、13日、15日の4日間にわたり審査いたしました。

なお、審査意見書は1,000円単位としておりますので、決算書とは若干数値が異なる場合がありますけれども、御了承願いたいと思います。

まず、一般会計と特別会計につきまして、審査に付されました太良町各会計の決算書類等が関係法令に沿って作成され、太良町の財政状況を適正に表示しているか、各事業が福祉の増進また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取による審査、例月出納検査等の資料に基づき審査を実施いたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書等は関係法令に準拠して作成され、その計数は関係帳票等と符合しており、決算書におきましては適正に表示されていることを認めます。

また、予算の執行につきましては、目的に沿って執行されており、12の積立基金についても適正に運用され、定額運用基金の運用状況につきましても決算書記載のとおりであることを認めました。

一般会計決算は、歳入総額86億7,559万3,000円、歳出総額83億4,039万6,000円、特別会計決算は、歳入総額17億6,532万1,000円、歳出総額16億9,023万6,000円となっており、本年度の一般会計、特別会計では、歳入総額104億4,091万4,000円、歳出総額100億3,063万2,000円で、4億1,028万2,000円の黒字決算となっております。

なお、一般会計の町税収納状況を見ますと、調定額7億5,908万5,000円に対し、収入未済額は1,393万3,000円となっており、固定資産税の徴収率向上により、収入未済額は前年比14.5%減と改善傾向にあります。

そのほか、各特別会計におきましても、適正に執行されておりました。

続きまして、定額運用基金の運用状況についてでありますけれども、育英資金貸付基金、肉用牛飼育事業基金、印紙類購入基金の3つの基金は、それぞれ目的に沿った運用がなされておりました。

次に、水道事業会計及び町立太良病院事業会計の決算報告書についてでございますけれども、地方公営企業法等関係法令に沿って作成され、当事業の財政状況を適正に表示しているか、また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票等との照合を実施、それから関係職員からの事情説明、併せて例月出納検査等の資料も参考に審査を実施いたしました。

審査の結果、当年度の経営状況及び財政状況につきましては、両会計とも適正に表示されておりました。

初めに、水道事業会計の損益計算書についてでございますけれども、営業収益に営業外収益を加えた総収益は5,198万1,000円、営業費用に営業外費用を加えた総費用は3,949万8,000円で、当年度純利益は1,248万3,000円となっており、前年対比89.6%となっております。

今後も給水人口の減少による給水収益の減少や施設の老朽化等による改修費用の増加、経営環境は年々厳しくなることが想定される中であっても、施設整備は必要不可欠なものであります。引き続き、中・長期的な運営計画の下、経営の効率化、安定化への取組を継続していただくようお願いいたします。

次に、病院事業会計でございますけれども、事業収益合計13億2,574万7,000円、事業費用合計11億8,208万9,000円で、差引き1億4,365万8,000円の黒字決算となっておりますが、前年度比86%と2,346万1,000円減少しております。これは、新型コロナウイルス感染症への対応あるいは会計年度職員の人件費増等が大きく影響した状況となっております。新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な中であって、感染患者及び感染後の回復期患者の受入れやワクチン接種事業に尽力されておるところであります。入院患者、外来患者数の減少は見られますものの、過去5年間の事業収益を見ますと、年々安定してきております。今後も新型コロナウイルス感染症などの不測の事態にもきちんと対応され、地域医療の中心的役割を担う病院としての事業展開を期待しておるところであります。

次に、令和3年度太良町健全化判断比率及び資金不足比率についてですけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つの財政指標から成る健全化判断比率につきましては、適正基準指標となっており、また上水道、病院、簡易水道、漁業集落排水のいずれの事業におきましても資金不足はなく、健全な運営をなされていると認めます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、国内はもとより町内でも景気回復の兆しが見えない状況にあるものの、町税やふるさと応援寄附金をはじめとした自主財源のさらなる確保に努められるとともに、基金の運用等につきましても検討を図られるようお願いいたします。

以上で令和3年度太良町各会計及び公営企業会計の審査意見についての概要報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で代表監査委員の報告は終わりました。

日程第5 委員長報告

○議長（坂口久信君）

日程第5．委員長報告。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（川下武則君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、総務常任委員会の所管事務調査を報告いたします。

令和4年6月定例会におきまして付託されました所管事務調査につきまして、本委員会はこれまで実施しました9件の調査の内容を精査し、その中で町のほうに実施していただきたい重要案件2点を要望書として取りまとめました。

1つは、公園整備に関する要望書であります。

本町は、長年子育てをしやすい町を目指し、給食費や医療費の無償化などに取り組み、ま

た近年では子育て世代の移住促進のための住宅整備なども力を入れており、実際に子育て世代の移住につながっております。しかし、子育て世代の要望として、子供が遊べる公園を整備してほしいという要望は根強くあります。公園が十分に整備されていないことから、子供たちが安心して遊べる場所がなく、家の中での遊びが中心となっているのが現状です。平成30年に行われた保護者へのアンケートでは、約90%の保護者が公園が設置されたら利用したい、少々遠くても利用したいと考えている人が多いことが分かっています。また、公園がないこと以外は太良町での子育てに満足しているという声もあり、公園の未整備問題は子供のみならず町民にとっての大きな機会損失であることは疑いがない事実です。目先のことだけでなく10年、20年先を見越したまちづくりを実現するためにも、子供たちを含めた多様な世代が交流することができる場を整備することが本町には必要であることから、要望書を取りまとめました。

次に、ふるさと納税活性化に向けた要望書であります。

本町において、貴重な財源であるふるさと納税の寄附額は年々増加していましたが、令和3年度は減少に転じています。その主な要因は他の自治体との競争の激化であり、本町としても方向転換を図るタイミングに来ていることは明らかであります。本町ではふるさと納税による様々な施策が実現されており、今後減少を続けると給食費の無償化やコミュニティーバスなど近年の目玉施策に関する予算立てが困難になります。ふるさと納税は、単なる寄附金集めだけではなく本町をより多くの方々知ってもらう機会でもあります。これまでふるさと納税を通じて延べ約52万人の寄附者と関係性を構築しており、毎年寄附をしていただいている方もいらっしゃいます。ふるさと納税制度は恒久制度ではないため、急に終わってしまうと返礼品事業者にとっても甚大なる損害が生まれるリスクもあります。そのリスクを避けるためには、これまで培った寄附者様との関係性を健全に維持し、制度によらず本町のファンでいてくれる仕組みづくりが必要となってきます。今現在の運営方法ではふるさと納税制度終了に対する備えが不十分であり、制度が機能しているうちに様々なスキルや経験を持った会社や人材を町に呼び込み、ファン獲得と維持に必要なインフラ整備をしていくため、また生産者の保護と雇用の場の創出もできることから、専門事業者への委託が必要不可欠であると要望書を取りまとめました。

この2つの要望書につきましては後ほど執行部へ提出し、町としての積極的な対応を求めながら要望の実現に向けて努力してまいりたいと思います。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

2点ほどお伺いいたしますが、まず1点目、公園の未整備問題が子供のみならず町民にと

って大きな機会損失であるとのことですが、機会損失とはどのようなことなのか。また、町内のどこに公園設置を思っておられるのか。公園づくりで要望書を取りまとめたとのことですが、どのような内容なのか説明をいただきたい。

次に、ふるさと納税の件であります。ふるさと納税で他自治体との競争の激化とありますが、どのようなことなのか。また、本町のファンでいてくれる仕組みづくりが必要とありますが、どのような仕組みづくりを考えておられるのか。また、専門業者への委託は必要不可欠とのことですが、現在行っているシステムとのどのようなメリットの部分があるのか、その辺についての詳しい説明をお願いいたします。

○総務常任委員長（川下武則君）

私で分かる範囲内で回答させてもらいたいと思います。

まず、1点目の公園整備についてですけど、機会損失とはということですけど、公園が近くにあることで、今、道越環境広場も一緒ですけど、結構小さい子供さんたちが遊びに、お父さん、お母さんたちと来てくれたり、またおじいちゃん、おばあちゃんも来てくれております。それを、もう少し充実した公園をつくることによって子供同士のコミュニケーション、親同士のコミュニケーションも図っていきけるんじゃないかというふうには思っております。それが機会損失というふうには、機会が多ければ多いほどいいんじゃないかというふうには思っております。

次に、町内のどこに公園をとということなんですけど、先日から実は油津児童館の跡地を見に行ったり、実は道の駅のほうの展望台のところを見に行ったり、道越公園を見に行ったり、また亀ノ浦の七・八災害の慰霊碑のところを見に行ったりして、そういうところを四、五か所は。私自身はその四、五か所の中で、あとは執行部の方が、町長たちがどういうふうな判断をするか、つくるにせよつくらぬにせよ、そういうのを私自身は考えております。

要望書の内容ですけど、要望書の内容は、実際に要望書を事務局のほうに置いてありますんで、詳しく見てもらえれば助かります。

続いて、ふるさと納税ですけど、他の自治体との競争激化ということですけど、どこの自体も今、委託業者に頼んでいろんなことを工夫をされて、同じような品物がいっぱいあるし、同じ品物でも写真の撮り方一つでも全然違うといえますか、そういう部分も含めて、インターネットなども利用してプロモーションなどをどんどん行っている状態で、激化がしてると思っております。

2番目に、ファンでいてくれる仕組みづくりも一緒なんですけど、これまで52万人の方が太良町に寄附をされてるんですけど、その中でもつながりをどうやってしていくか。この前、総務常任委員会で勉強をしに行った波佐見町では、町の情報が入った本とかそういうの贈りながら寄附者の獲得に力を入れてるということなんです。

最後に、専門業者への委託に関することのメリットなんですけど、ふるさと納税が終わっ

た場合に、そこで終了したら、太良町のために頑張って生産者の方がいろんな商品をつくってもらってるんですけど、そういう方に一番打撃が来るんじゃないかと。その前からいろんなことを委託業者をお願いしてそういうことにならないように頑張ったり、委託業者に頼んでたほうが、今の役場の職員さんたちも本当に頑張って、実は波佐見に行ったときなんですけど、こんだけの寄附額を集めるというのは大分頑張って職員さんたちがやっぴらっしゃるんですねということで、そういうことも言われたんですけど、ただどうしても職員では限界があるといえますか、そこら辺を委託業者に頼んだらかなり違うんじゃないかなというふうに思っております。

以上で私の、答えになったかどうか分かりませんが、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席にお戻りください。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（竹下泰信君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、6月議会において付託されました所管事務調査について報告をいたします。

経済建設常任委員会では、去る7月26、27日に鹿児島県南九州市及び指宿市観光協会の行政視察を行いました。26日には、2023年に開催されるかごしま国体競技での少年女子ソフトボールの準備、実施の取組状況と地域の活性化について、また27日には指宿市観光協会においてスポーツイベントの開催、いぶすき菜の花マラソンやスポーツ合宿の取組や推進状況、加えましてこのような取組が地域の活性化にどう影響しているのかなどについて視察研修を行いました。

南九州市は薩摩半島の南に位置しまして、平成19年に知覧町、川辺町、穎娃町の3町が合併して誕生した人口3万3千人の市で、お茶やサツマイモの栽培、伝統産業である川辺仏壇の技術向上など産業振興にも盛んに取り組まれている市でもあります。

かごしま国体においては、本町と同様、ソフトボールの少年女子、この他にも少年男子、成年男子の競技も実施されることになっています。招致の主な理由は、年間約20競技のソフトボール大会が開催され、県内でも競技が盛んな地域で高い競技運営スキルがあること、また知覧平和公園を中心に会場が整備されていたことによるものです。

かごしま国体は、市民参加で大会を成功に導き、魅力を全国に発信し、スポーツによるまちづくりで地域活性化の起爆剤となるよう準備を進めるということになっています。南九州市では、大会成功の鍵は関係団体との連携とのことで、協力関係団体として6団体を掲げら

れています。1番目の県ソフトボール協会には競技運営のスキルアップ、運営全般に関する
こと、2番目の市内の小・中学校には手作りののぼり旗や応援グッズの作成、花いっぱい運
動の花の育てなど、3番目の各種女性団体連絡会には選手、観客のおもてなし、郷土料理の
再発見など、4番目の高校生を含むボランティアですけれども、このボランティアには競技
運営や競技会運営の補助など、5番目の企業協賛にはドリップ茶、ハンドタオル、ティッシ
ュなどの寄贈など、6番目の自治会、地区公民館には連携の強化など協力要請を行ってお
られ、コロナ禍による多少の遅れはあるものの、大会の盛り上がりと成功に向けての準備が
着々と進められていました。

指宿市は薩摩半島の最南端に位置し、平成18年に指宿市、山川町、開聞町の1市2町が合
併して誕生した人口3万9千人の市であります。温暖な気候を生かした農業が盛んで、オク
ラヤソラマメ、スナッフえんどうの生産量は日本一を誇っています。また、豊富に湧き出る
温泉にも恵まれた天然砂蒸し温泉、1日10万トンの清水が湧き出るそうめん流しで有名な唐
船峡、池田湖の大ウナギなどが有名となっています。

いぶすき菜の花マラソンは、ボストンマラソンの優勝者であります山田敬蔵選手が旅行会
社に入社し、指宿市を訪れ、池田湖1周が約42キロメートル程の距離があり、マラソン競技
が観光になることから、地元ホテルの後押しもあり開催することになっています。昭和57年
に第1回大会が開催され、約300人が参加、コロナ禍でここ2年間は延期となりオンライン
で開催することになっていましたけれども、来年の1月の大会で第40回を迎えます。競技参
加者はピーク時で2万人を超え、前回大会の参加者は約1万3,000人で、県外の参加者が約
4割を占めています。開催組織は実行委員会形式で運営され、大会実行委員は指宿市長、市
議会議長、商工会議所会頭、医師会会長、観光協会会長、鹿児島放送代表取締役など55名と
なっており、市民主導で実施されているところです。市民ボランティアは市職員、医師会、
警察、消防、交通安全協会など2,000人に依頼されています。大会運営費が参加料として
7,200万円、これにつきましては6,000円掛けるの12,000人となっております。市負担金が約
700万円、その他団体負担金が750万円程度、広告料の収入等が40万円程度、合計8,690万円
でおおむねとんとんの1億円の収支で対応しているそうであります。

マラソン大会のメリットとして、経済効果が日銀の鹿児島支店での試算がされております。
この経済効果を見ますと、10億6,000万円と算出されています。大会参加に伴う飲食、宿泊
客の増加、おもてなし精神の醸成、交流人口の増加などが上げられています。一方、課題と
して、一大行事のため、他の事業との調整が必要であること、交通機関の協力、選手の移動
計画、苦情処理等を上げられていました。また、ほぼ同時期にいぶすき菜の花マーチという
ウオーキング大会も開催され、約6,000人の参加があり、人気イベントとなっています。

スポーツ合宿の取組状況は、いぶすきフットボールパークや市営野球場、総合体育館など
を中心にプロチーム、実業団、高校、中学の合宿に利用されてきました。低価格の料金設定

に加え、スポーツ、芸術文化合宿奨励金制度があり、一定以上の宿泊をすれば上限20万円の奨励金を受給できることになっています。スポーツ合宿のPR、誘致活動は市のスポーツ振興課が担当していますが、外郭団体であるスポーツコミッションいぶすきと連携して広報紙への情報掲載や合宿PRのチラシ作成、他県の各種大会でのPRブースの出展などを行っており、今後スポーツ合宿が盛況となることを目標としております。

今回の行政視察は、コロナ禍の中で実施できるかどうか多少の不安がありましたけれども、出席者が感染防止に細心の注意を払っていただいたことと、南九州市と指宿市の観光協会が快く受け入れて先進的な事例を説明していただき、有意義な視察ができたところであります。

以上をもちまして経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

委員長報告書について1点お尋ねをいたしたいと思います。

報告書の中で、南九州市、2023国スポ大会、この成功の鍵は6つの関係団体との連携というふうにあります。太良町2024国スポで同様にというわけにはなかなかいかないというふうに思われますが、考えられる範囲での連携強化の方策として、こういった運営が成功につながると思われるのか、委員長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○経済建設常任委員長（竹下泰信君）

所賀議員の連携強化の方策としてこういった運営が成功につながるのかについて回答をいたします。

連携強化の方策についてはいろいろな方策が考えられると思いますけれども、私見として申し上げたいというふうに思います。

皆さん御存じのとおり、本町における佐賀2024国民スポーツ大会、全国障害者大会は、少年女子と知的障害者ソフトボール競技が令和6年10月に開催されます。同年7月中旬にデモンストラションスポーツ大会マリンスポーツが、また全国障害者スポーツリハーサル大会ソフトボール競技九州ブロック大会が令和6年5月に、国民スポーツリハーサル大会として全日本総合女子ソフトボール選手権大会が令和5年9月に開催予定となっているところであります。

これらの大会を成功に導くために、佐賀2024国スポ、全障スポーツ太良町実行委員会が発足し、開催推進総合年次計画が策定され、主要行事や準備組織などが決定され、議長が副会長として、他の議員は顧問として委嘱されているところでございます。この中で、広報や競技運営、宿泊など11の部門別に基本計画が作成され、各部門の目的や活動内容が記載されているところです。また、行政や学校教育関係、宿泊衛生、各種団体関係などから70名の実行委員が選出され、総務企画専門委員会、競技式典専門委員会、宿泊衛生専門委員会、輸送交

通専門委員会の4つの部門に4つの専門委員会に配置され、大会の準備や競技運営に当たることになっているところです。この実行委員会が設立趣旨にのっとり十分な検討を重ねて円滑な活動を行い、多くの町民が何らかの形で関わりを持ち、町民共同での取組となることがこの両大会を成功させることになるのではないかと考えているところです。

大会の主人公は選手たちです。選手の皆さんが伸び伸びとプレーできる環境づくり、応援者の方々が一生懸命応援できる、相手チームにもエールを送るような雰囲気醸成することも大事ではないかと考えているところでございます。また、大会関係者やマスコミの方々も大勢訪れることが予想されますので、太良町をPRする絶好の機会ではないかと思っております。このような対応を行うことが大会成功にはつながっていくのではないかと考えているところであります。

以上、連携強化の方策についての私見でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○5番（待永るい子君）

では、経済建設常任委員会の報告に対し、4点の質問をしたいと思います。

1点目、南九州市のソフトボールに高い競技運営スキルがあるのはなぜか。また、どのようなスキル内容なのか。

2点目、知覧平和公園を中心に会場が整備された理由は何か。

3点目、指宿市のマラソン大会ではどのような苦情が出たのか。

4点目、南九州市と指宿市の視察を通して、具体的にどのような取組なら太良町にも実現できると感じられたのか。

以上について、簡単明瞭な答弁をお願いいたします。

○経済建設常任委員長（竹下泰信君）

待永議員の1点目の質疑事項の南九州市のソフトボールに高い競技運営スキルがあるのはなぜか、またどのようなスキルかについて回答をいたします。

南九州市については、ソフトボール協会の組織力が高く、毎年多くのソフトボール大会が開催されています。令和4年度の大会開催計画を見ますと、県大会がクラブ男女選手権大会など5件、九州大会が九州大学男女春季選手権大会など4件、西日本大会は一般男子の選手権大会が1件、全日本大会は全日本総合女子選手権大会など合計11件の競技が予定されています。また、日本ソフトボール協会の役員もおられ、鹿児島県ソフトボール協会の会長も知覧の方だそうです。それぞれいづれもリーダーシップを発揮されているようで、このようなことからスキルが高くなっているのではないかと思います。

2点目の知覧平和公園を中心に会場が整備された理由はなぜかとの質問についてお答えいたします。

もともと平和公園運動場で各種のソフトボール大会が開催されておりまして、必然的に国体の会場となり、整備がされていまして。知覧会場だけでは会場が足りなくて、川辺会場も整備されているところです。

3点目のいぶすき菜の花マラソン大会ではどのような苦情が出たのかについてお答えいたします。

主な苦情は、交通渋滞や交通規制など交通に関するものであります。また、マスコミのヘリコプター取材による騒音の苦情もあったそうです。

4点目の南九州市と指宿市の視察を通して、具体的にどのような取組なら太良町にも実現できる、活性化できると感じたかとの質問ですけれども、南九州市ではこれまで培ってきたノウハウを生かしてソフトボール競技の誘致、指宿市は池田湖や温泉地の活用など地の利を生かしたマラソン大会の開催が盛会に行われ、地域の活性化に貢献していました。今度の行政視察で感じたことを、何をすることが大きな課題ではないかと感じました。何をするか案を出し合い、検討し、企画立案、予算措置、関係者への合意形成、そして実行に移す、このような事業が地域の活性化につながっていくのではないかと感じています。

以上が回答でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席にお戻りください。

以上で委員長報告を終わります。

日程第6 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

○議長（坂口久信君）

日程第6. 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先ほど町長から提案されました議案第37号 令和3年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定から議案第43号 令和3年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7議案につきましては、議員選任の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、開会中に審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第43号までの決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し、開会中に審査することに決定をいたしました。

重ねてお諮りいたします。ただいま決定されました決算審査特別委員会の委員につきましては、委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、1番山口議員、2番西田議員、3番松崎議員、4番坂口、6番竹下議員、7番田川議員、8番江口議員、9番所賀議員、10番

川下議員、11番久保議員、以上10名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時6分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に川下議員、副委員長に所賀議員が互選された旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時7分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 山 口 一 生

署名議員 西 田 辰 実